

火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務

仕様書

令和 7 年 5 月

下関市 都市整備部 公園緑地課

1. 業務内容

1.1. 業務の名称

火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務

1.2. 業務の概要

1.2.1. 火の山山麓立体駐車場の整備及びそれに関する工事調整

ア. 立体駐車場の整備

- ・自走式立体駐車場の整備
- ・駐車場管制設備の整備
- ・附属施設の整備（駐車場管理室）

イ. 近接施工工事との調整

- ・火の山下駅新築工事との調整
- ・火の山山麓駅舎周辺整備工事との調整

1.2.2. 業務の範囲

ア. 事前調査業務

- ・地質調査（提示する資料が不足する場合）
- ・電波障害調査
- ・電気、上下水道等に係る関係機関協議
- ・その他業務に必要なとなる調査

イ. 設計業務

- ・自走式立体駐車場に係る実施設計業務及びそれに関連する施設の設計
- ・駐車場管理機器、電気設備、消防設備等、駐車場運営に必要なすべての設備の設計
- ・敷地の外構等の設計

ウ. 建設業務

- ・自走式立体駐車場の建設及びそれに関連する施設の建設
- ・駐車場管理機器、電気設備、消防設備等、駐車場運営に必要な設備（駐車料金徴収設備を除く）の設置
- ・敷地の外構等の整備
- ・監理業務

エ. 関係機関への手続き業務（申請から許可取得）

- ・確認申請（計画通知）ほか、業務に伴う各種申請等の手続き業務（申請等に伴う手数料を含む）

1.2.3. 事業費の上限額

事業に係る予算の上限額は¥661,000,000 円（消費税相当額を含む）とする。

1.2.4. 履行期限

令和9年3月19日

※ただし、本業務を上記期間までに完了することが事実上困難となった場合においては、市と受注者において協議を行うこととする。

1.2.5. 業務用地

ア. 敷地概要

所在 : 下関市みもすそ川町
敷地面積 : 7,375.81 m²
用途地域 : 市街化調整区域、22条地域
建ぺい率 : 40%
容積率 : 200%
その他 : 都市計画公園（火の山公園）、壇ノ浦風致地区、
宅地造成工事規制区域、鳥獣保護区（保護地区）、
関門景観形成地域

※詳細については必要に応じて確認すること。

イ. 周辺状況

敷地形状 : 資料1「基本計画書」の「立駐1階平面図」を参考とすること。
地盤状況 : 資料2「地質調査資料」を参考とすること。

2. 業務に関する方針及び要求水準

2.1. 整備方針等

2.1.1. 基本方針

- ・令和6年度 火の山屋内展望施設等新築設計業務の基本設計（資料1「基本設計書」）を参考として実施設計を行うものとする。
- ・「敷地の現況」、「自然環境」、「社会環境」、「周辺環境」、「眺望」等を整理した上で設計すること。
- ・近隣施工工事である火の山下駅など火の山関連施設とのデザインの調和を図ることを基本とし、構造計画、仕上材料、色彩計画、照明計画、外構計画などについて、デザインマスタープラン、デザインコードその他関連する計画等を遵守すること。
- ・近隣施工工事の施工条件や実工程を十分理解し、施工面においても実現性のある計画とし、施工方法や施工手順を明確にしたものとする

2.1.2. 整備方針

- ・地形、標高、土質、風速、天候等、火の山の厳しい自然環境を考慮した構造・材料を選定すること。海からの影響、山独特の吹上げ方向の風等の立地条件を

鑑み、耐久性や耐候性に十分配慮した部材を使用すること。腐食、腐朽又は摩損のおそれがある部分、取換えが困難な部分や隠蔽部分には、この点を考慮し、材料を選定すること。

- ・夜間利用において、安全性や夜間の視認性にも配慮したものとする。
- ・維持管理が容易な計画とすること。
- ・ライフサイクルコストの低減に配慮した材料、機器を選定すること。
- ・建物の長寿命化、維持管理費の軽減に配慮した計画とすること。

2.2. 計画概要及び設計条件

2.2.1. 建物概要

ア. 構造規模

鉄骨造 3 層 4 段以下の自走式駐車場とし、極力低層化に努めることとする。

なお、駐車場は国土交通大臣による一般認定駐車場とする。

イ. 収容台数

- ・100 台以上とする
- ・収容台数には、車いす使用者用駐車スペース 3 台を含むこと。
- ・駐車スペースは小型乗用車以上を想定した大きさとし、幅 2.5m、奥行き 5.0m を原則とする。

ウ. 運用方針

当該施設は有料駐車場とする。

2.2.2. 配置計画

資料 1「基本設計書」の「立駐 1 階平面図」を参考とすること。

- ・立体駐車場の車両出入口は、北側に設けるものとする。なお、市道みもすそ川町 2 号線からは可能な限り離れた場所とすること。
- ・既存敷地西側、南側、東側は法地となっているため、安全対策として必要に応じて山留工事等に係る設計施工を行うこと。
- ・敷地周辺の歩車道については、現状の交通形態やレベル高を維持するよう設計すること。また、本業務に伴い発生する歩車道等加工承認申請及び工事等についても業務に含むものとする。

2.2.3. 平面・動線計画

資料 1「基本設計書」の「立駐 1 階平面図」及び「立駐 2・3 階平面図」、「立駐 R 階平面図・立面図」を参考とすること。

- ・当該立体駐車場の管理運営上必要な規模の駐車場管理室を配置すること。
- ・電気自動車用充電設備（普通充電対応 2 台分）を将来的に設置できるよう計画すること。
- ・駐車スペースは、駐車しやすいよう配置すること。

- ・事故回避、渋滞回避に配慮したわかりやすい空間構成とするとともに、案内板等サインの配置により円滑な移動が行われるよう配慮すること。
- ・立体駐車場内にエレベーターを1基以上設置すること。なお、利用者の利便性に配慮した効果的な配置とすること。
- ・車いす利用者用駐車スペースはエレベーター付近に配置すること。また、床面は濡れても滑りにくい材質とし、車いすが自然に動きださないよう水平性を確保すること。
- ・歩行者動線は安全性に十分配慮したものとする。特にバリアフリーに配慮し、車いす使用者、ベビーカー使用者も利用しやすい計画とすること。

2.2.4. 外装計画

資料1「基本設計書」の「立駐R階平面図・立面図」を参考とすること。

- ・外観デザイン及び色彩については、周辺環境及び火の山下駅との調和に配慮しながら、利用者が親しみをもてるような、表現力をもった計画とすること。
- ・外装材は耐候性に優れ、メンテナンス等の維持管理に配慮した材料選定を行うこと。

2.2.5. 構造計画

- ・構造は、コストの縮減や長寿命化の観点から、長期間にわたり使用可能な耐久性を有すること。
- ・建物は地震等に対する保有耐力を十分に見込み、大地震後も構造体の大きな補修を行うことなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図ることができるものとする。
- ・官庁施設の総合耐震計画基準による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

構造体	：	Ⅱ類
建築非構造部材	：	B類
建築設備	：	乙類

2.2.6. 防災安全計画

- ・地震、津波、風水害、落雷、停電、火災等への配慮、非常時の避難安全性に対する性能を確保すること。
- ・死角の少ない計画とするなど、施設の安全管理について配慮すること。

2.2.7. 設備計画

- ・関連法規に基づいた設備計画とするとともに、耐久性や維持管理に配慮すること。
- ・駐車場管制設備は、場内の認識しやすい位置に必要な設備を設置し、駐車場管理室にて管理を行うこと。
- ・自動火災報知設備及び消火設備は消防法等の関連法規に基づき設置すること。

2.2.8. 外構計画

資料3「外構範囲図」を参考とすること。

- ・本事業に伴う付帯工事（駐車場管制設備、外構）が発生した場合は、業務区域以外の部分であっても本事業の範囲内とする。また、これらの付帯工事は既存の仕上げと同等以上の仕様にて対応すること。
- ・本事業に伴う既存設備（外灯等）、舗装、植込み等の撤去は本業務の範囲内とする。
- ・周辺地域との調和や快適な環境に配慮した計画とすること。
- ・利用者の出入りに支障のないように段差の解消に努めること。
- ・雨水排水は透水方式とせず、枳等を経由して敷地外に排水させること。
- ・夜間等における防犯、近隣への光害等に配慮すること。

2.2.9. その他

- ・サインは外部案内板、各種誘導（注意）板、車両誘導表示その他を設け、利用者にわかりやすく機能的で統一性のあるものとする。

なお、案内板等のデザインについては、本市が別に定める「火の山ブランドガイドライン」との統一性を図ること。

2.3. 機能・仕様概要

立体駐車場における機能・仕様は以下のとおりとする。

項目	機能・仕様
1. 駐車スペース	ア. 一般車両（97台以上） 幅 2.5m 、 奥行き 5.0m以上 イ. 車いす利用者用（3台） 幅 3.5m 、 奥行き 5.0m以上
2. 車路の幅	幅 5.5m以上 スロープのコーナーにはカーブミラー設置 その他コーナー部は安全性を確保できることを前提に受注者の提案による
3. 有効高さ	高さ 2.3m以上
4. 駐車区画線	ダブル 車いす使用者用駐車スペースについては、駐車場部分及び乗降部分をそれぞれ識別できる表示とする
5. 車路の誘導線	円滑な誘導のため車路には誘導線を設けることとする

6. 鉄部の仕上げ	鉄部（鉄骨、手摺、その他）は耐錆性、耐食性及び耐候性等に配慮した仕上げとする
7. 屋上階床	車両走行時の騒音低減、雨水やごみが出階へ落ちない仕様とし、原則コンクリートとする
8. 屋上外周部	車両その他の転落防止のための強度のある構造とする 景観や近隣への影響（排気ガス及びヘッドライト対策）、メンテナンス性に配慮した壁を設置する
9. 車止め	駐車衝撃等で外れない構造とし、原則アンカー止めとする
10. 受変電設備	中国電力柱より専用引込とし、必要に応じて受変電設備を設置する ※電源種別：単相 3 線式 100/200V、3 相 3 線式 200V（エレベーター用）
11. 照明設備	立体駐車場各階及び事業区域内の必要な場所に設置する LED 器具（防湿防雨型）同等品以上とし、照度は駐車場法施行令の規定による
12. 防災設備	建築基準法、消防法に定める防災設備、消防設備を設置する
13. 弱電設備	電話設備、LAN 設備、放送設備を設置し、パルスゴンドラ下駅と連携する。その他（警報表示など）は事業者からの提案による。
14. 駐車場管制設備	ア. 駐車場管制設備 車両のスムーズな誘導と安全の確保のため、信号灯、車両感知器、監視カメラ、回転警告灯、誘導灯、満空表示灯、入口表示灯、出庫注意灯など、必要な設備を適切な場所に設置し、駐車場管理室に管理システムを構築する イ. 駐車料金徴収設備（基礎のみ） 出入口ゲート、駐車券発行機、事前料金精算機、出口料金精算機、両替機、割引認証機などが設置されることを想定し、当該設備に必要な基礎を設置する
15. 駐車場管理室	空調設備、ミニキッチン

2.4. 費用負担

2.4.1. 市の負担

本事業における契約金額は、リスク分担にあるものを除き、「1.2.3. 事業費の上限額」に示す金額を上限として、プロポーザルで提案された見積額を超えない範囲（契約に際しての協議により、提案内容を一部変更する必要性が生じたため増額の必要がある場合を除く。）とし、市はこの費用を負担する。

2.4.2. 受注者の負担

受注者は、「1.2.2. 業務の範囲」に示す業務の実施に係る費用を負担する。また、本事業に関連して市が求める資料及び成果物（完成図書等）の作成費用を負担する。

2.4.3. リスク分担

主なリスク分担については、別紙「リスク分担区分」のとおりとする。

3. 設計業務及び建設業務に関する事項

3.1. 設計業務に関する事項

3.1.1. 業務全般

- ・受注者は、提示された設計と条件及び適用基準類に基づき業務を行う。
- ・受注者は、必要が生じた場合は、本業務に係る市の監督職員（以下「監督職員」という。）の許可を受けて事前調査業務を行う。
- ・受注者は、監督職員と十分な打合せを行い、実施設計を行う。
- ・監督職員は、実施設計が要求水準に適合するか否かについて確認を行い、確認の結果、要求水準を満たしていない場合には、設計変更を求めることが出来る。
- ・積算業務は、積算の完了時に営繕工事積算チェックマニュアルを基に数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリスト及び数量チェックシートによる確認を行うこと。
- ・各業務の段階ごとに照査技術者の照査を行い、照査結果を報告すること。
- ・照査技術者の照査を受けた上で、設計期間の最終日より約 3.0 か月前までに設計図面を提出し、監督職員の承認を受けた上で積算業務を行うこととする。
- ・照査技術者の照査を受けた上で、設計期間の最終日より約 0.5 か月前までに設計内訳書、積算数量調書及び数量積算根拠図面を提出し、監督職員の事前確認を受けること。
- ・業務の実施及び施工にあたり必要となる協議調整をインフラ事業者、関係官庁等と行い、その結果について監督職員に報告すること。

- ・設計において、杭の施工が必要な場合、施工精度差（杭頭の水平方向のずれ： $D/4$ （ D は杭径）かつ100mm以内）を見込む構造設計及び構造計算を行うこと。
- ・受注者は、設計業務完了後であっても、次に記載する事項で市の指示があった場合において、原則として無償で設計図書の作成・修正等を行うこと。
 - ・設計に起因する不備等により設計変更が生じたとき
 - ・杭工事施工時における杭心ずれに伴う設計変更が生じたとき

3.1.2. 設計業務の内容

ア. 調査業務

- ・地質調査（提示する資料が不足する場合）
- ・電波障害調査
- ・電気、上下水道等に係る関係機関協議
- ・その他業務に必要となる調査

イ. 実施設計

- ・建築（総合）
- ・建築（構造）
- ・電気設備
- ・機械設備
- ・外構

ウ. 追加業務

- ・積算業務

積算業務については、営繕積算システムR I B C 2を適用すること。

各積算業務において、設計内訳書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成を行うこと。

- ・計画通知又は確認申請に関する手続き業務

（構造計算適合性判定、省エネ適合性判定を含む。）

※計画通知の提出先は「(株)J建築センター」とする。なお、別の審査機関において、直前の計画通知の計画変更が処理できる場合はこれによらない。

- ・関係法令等に基づく各種申請手続き業務
- ・概略工事工程表の作成
- ・日影図の作成（法令等に基づくものを除く）
- ・関連業務との調整業務
- ・広報資料作成（記者発表資料など）
- ・住民説明及び下関市議会への説明資料作成
- ・関係省庁との協議資料作成及び支援

3.1.3. 業務中の報告

- ・受注者は、2週間に1回、業務の進捗状況を監督職員に定期報告すること。報告の方法は、監督職員の指示による。
- ・受注者は、監督職員と協議の上、段階確認の各時期を定め、業務計画書に示すこと。
- ・受注者は、照査技術者の照査を受けた上で設計図面を監督職員に提出し、市の承認を受けること。
- ・受注者は、実施設計の提出時期については監督職員と協議の上決定すること。

3.1.4. 設計変更の対応

- ・市が必要と認めた場合、受注者は設計変更を求めることができる。
- ・設計変更の手続き及び費用負担については、市と受注者が協議の上、決定する。

3.1.5. 設計業務の成果物

ア. 成果物及び提出部数等

成 果 物	原図	製本形態 特記なき場合 合ファイル綴じ	摘 要
a. 建築（総合） ○建築（総合）設計図 建築物概要書、仕様書、仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図（各階）、断面図、立面図（各面）、矩計図、展開図、天井伏図（各階）、平面詳細図、部分詳細図（断面含む）、建具表、外構図、総合仮設計画図 ・非構造部材計算書 ・工事費概算書 ○計画通知図書 ・（各届出書等）	各 1 部 各 1 部	折り 製本	A 3 版 <u>1</u> 部 A 3 版 <u>1</u> 部
b. 建築（構造） ○建築（構造）設計図 仕様書、構造基準図、伏図（各階）、軸組図、部材断面表、各部断面図、標準詳細図、各部詳細図 ○構造計算書 ・工事費概算書 ○計画通知図書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	折り 製本	A 3 版 <u>1</u> 部 A 3 版 <u>1</u> 部

・ ()			
c. 電気設備 ○電気設備設計図 仕様書、付近見取図・配置図、 外構図、引込図、受変電設備 図、動力設備図、電灯設備図、 電話・インターホン設備図、放送設備 図、テレビ共同受信設備図、機械 警備設備図、LAN 設備図、火災報 知設備図、撤去図、移設対応 図、仮設図、各系統図 ○電波障害防除設備図 (電波障害の発生が予見される 場合) ○電気設備設計計算書 ・工事費概算書 ○計画通知図書 ・その他の届出書 (各届出書等)	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	折り 製本 折り 製本	A 3 版 1 部 A 3 版 1 部 A 3 版 1 部 A 3 版 1 部
d. 機械設備 ○空調調和設備設計図 仕様書、敷地案内図、配置図、 機器表、空気調和設備図、換気 設備図、自動制御設備図、排煙 設備図、屋外設備図 ○給排水衛生設備設計図 仕様書、敷地案内図、配置図、 機器表、衛生器具設備図、給水 設備図、排水設備図、雨水排水 利用設備図、給湯設備図、消火 設備図、ガス設備図、七尿浄化 槽設備図、ゴミ処理設備図、き く井設備図、屋外設備図 ○昇降機設備図 昇降機設備図、搬送機設備図 ○給排水衛生設備設計計算書 ○空調換気設備設計計算書 ○昇降機設備設計計算書 ・工事費概算書 ○計画通知図書 ・その他の届出書 (各届出書等)	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	折り 製本 折り 製本	A 3 版 1 部 A 3 版 1 部 A 3 版 1 部 A 3 版 1 部

e. 建築積算 ○建築工事積算数量算出書 ○建築工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 ○営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編） ○単価資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部		
f. 電気設備積算 ○電気設備工事積算数量算出書 ○電気設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 ○営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編） ○単価資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部		
g. 機械設備積算 ○機械設備工事積算数量算出書 ○機械設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 ○営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編） ○単価資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部		
h. その他 ・透視図 ・模型 ・模型の写真 ・防災計画書 ・建築物エネルギー消費性能確保計画 ・建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 ○省エネルギー関係計算書 ・リサイクル計画書 ○概略工事工程表 ・営繕事業広報ポスター ・施設使用条件書 ・建築物環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価書 ・LCEM ツールによる空調システムの評価報告書 ・工事現場の生産性向上に配慮した事項の報告書 ・（ ）	 各 1 部 各 1 部 		

i. 資料 ○各種技術資料 ○構造計算データ ○各記録書 ・()	各 1 部 各 1 部 各 1 部		
---	-------------------------	--	--

注)：建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができる。

：積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」によること。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリスト、数量チェックシートの提出は、工事内容が軽微である場合、監督職員の承諾の上、省略することができる。

：成果物は、監督職員の指示により、製本とすること。

：電子媒体（CD-R）の提出部数は（1）部とする。

：概略工事工程表の作成に当たっては、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」（令和3年4月）を参照し、適正な工期を設定すること。

イ. 提出物の体裁等

- ・実施設計の設計原図には、表題欄に受注者名表示、工事名称、図面名称、縮尺、図面番号の欄を設ける。CADデータはJww形式、DXF形式及びPDF形式（A4版）とする。また、その他すべての提出物について、PDF化を行い提出すること。

3.2. 建設業務に関する事項

3.2.1. 業務全般

- ・監督職員ほか市の担当者と連絡を密に取りながら建設を進めること。
- ・関係法令の遵守はもとより、工事関係者及び近隣住民の安全確保、環境保全への配慮を行うこと。
- ・騒音、振動の発生及び粉塵の飛散等に係る対策を行い、近隣への影響を最小限にすること。
- ・工事施工計画書を作成し、工事関係者及び近隣住民等の安全を十分に確保すること。
- ・工事完成後、法的に必要な完了検査、検査済証取得等の手続きを遅滞なく行うこと。

3.2.2. 建設工事

ア. 施工管理

- ・建設に必要な各種申請等の手続きを工事工程に支障のないように実施し、必要に応じ、各種許認可等に資料の写しを添付したものを監督職員に提出すること。
- ・着工に先立ち、近隣住民との調整及び準備調査等を行い、工事の円滑な進行と安全を十分に確保すること。
- ・工事資機材の搬出入の際は、工事区域外での車両の駐車、工事に使用する道路の維持、管理及び清掃について、自主管理を徹底すること。
- ・使用重機は低騒音・低振動型とすること。
- ・工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画を行い、区画外に建築資材の仮置きや駐車を生じさせないこと。
- ・敷地周囲の状況を踏まえ、施工上必要な山留工事等の安全対策を講じること。
- ・工事現場内の事故や災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないように、万全の対策を講じること。また、台風や強風、地震時における臨機の措置を確実に図り災害防止に努めること。
- ・下請負人を使用する場合は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」 i n 市役所の趣旨を踏まえ、市内建設業者を優先して活用すること。
- ・工事完成后、法的に必要な完了検査、検査済証取得等の完成手続き業務を実施すること。
- ・完了手続き後、監督職員のほか、下関市工事検査規則に準じて検査を受けること。

イ. 廃棄物対策

- ・「建築副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年建設経建発第 333 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）等の関係法令に基づき、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。
- ・本工事により発生するアスファルト塊・コンクリート塊等の産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令に基づき、事業者グループの責任において適正に処理すること。
- ・発生する建設廃棄物の処理施設は、廃棄物処理法により許可を受けた施設とすること。

3.2.3. 監理業務

- ・監理業務は、建築士法に基づく業務に加え、公共建築工事標準仕様書に規定する「監督職員」の業務に準じる業務を行うこと。
- ・監理業務を行うものは関係法令に基づいて業務を遂行すること。
- ・整備に関する業務が設計図書等に適合するよう確認するとともに、必要に応じて立会い、工事材料の試験、工場加工組立製作の試験又は検査を行い、工程管理及び施設の品質管理に努めること。また、建設工事事業者への指示は書面により行うこと。

- ・業務の進捗状況に応じて監理業務内容を報告するなど、監督職員と連絡を取り、かつ十分に打合せをして業務の目的を達成すること。

3.3. 遵守すべき法律・基準等

3.3.1. 法令等

以下のもののほか、法令・基準・規制等に適切に対応すること。

- ・建設業法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・道路法
- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・建築士法
- ・都市公園法
- ・自然公園法
- ・景観法
- ・消防法
- ・駐車場法
- ・振動規制法
- ・騒音規制法
- ・文化財保護法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・瀬戸内海国立公園（山口県地域）管理計画
- ・下関市都市公園条例
- ・下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- ・関門景観条例
- ・下関市景観基本計画、下関市景観計画、下関市夜間景観ガイドライン、関門景観基本構想
- ・下関市屋外広告物条例
- ・山口県福祉のまちづくり条例
- ・その他本業務を行うに当たり必要とされる関係法令についても遵守すること。

3.3.2. 適用技術基準等

本業務には、以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等（最新版）に適合するよう業務を実施すること。

ア. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル

イ. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・擁壁設計標準図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・建築工事監理指針
- ・建築改修工事監理指針
- ・下関市特記仕様書

ウ. 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ・営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

エ. 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準

- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引

オ. 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

3.3.3. 火の山関連計画

本業務には、以下に掲げる計画等を遵守すること。

- ・ 資料4「火の山地区観光施設再編整備基本計画」
- ・ 資料5「火の山地区観光施設再編整備ブランドコンセプト」
- ・ 資料6「デザインマスタープラン」
- ・ 資料7「火の山公園デザインコード」
- ・ 資料8「火の山ブランドガイドライン」

別紙 リスク分担区分

リスクの種類	概要	市	受注者	備考
応募費用	事業者選定プロポーザルへの参加費用		○	事業者選定プロポーザルへの参加に要する資料作成等の費用に係るもの
資金調達	資金調達の未達による事業の遅延、実施不能		○	事業実施に必要な資金調達に係るもの
事前調査	地形、地質等の現地調査の不備等	○		市が提供したデータ等資料の重大な誤りに係るもの、特殊基礎に係るもの
			○	受注者が実施した調査データに係るもの
地元調整	近隣住民との調整		○	着工に先立つ近隣住民との調整及び工事の円滑な進行と安全の確保
条件変更	事業に係る提示条件等の変更	○		市の責めに帰すべき事由により提示条件等を変更したことによるもの
			○	上記以外の事由によるもの
設計変更	設計業務の成果物の変更	○		市の責めに帰すべき事由により設計成果物の変更を要請したことによるもの
工事の中止	工事の中止による増加費用及び損害	○		市の責めに帰すべき事由又は通常予測しえない天災等により工事を中止したことによるもの
			○	上記以外の事由によるもの
工期の延長	天候の不良、関連工事の調整への協力その他による工期の延長	○		受注者の責めに帰すことができない事由によるもの
			○	受注者の責めに帰すべき事由によるもの
工期の短縮	特別の理由による工期の短縮	○		市の請求により、通常必要とされる工期を短縮したことによるもの
物価変動	急激なインフレーション又はデフレーション	○		予期できない特別の事情により物価が変動し、契約金額が著しく不適當となったことによるもの
			○	上記以外の場合
一般的損害	引き渡し前に工事目的物又は工事材料に生じた損害	○		市の責めに帰すべき事由によるもの
			○	上記以外の場合
第三者への損害	事業の実施にあたり第三者に対して及ぼした損害	○		市の責めに帰すべき事由によるもの
			○	上記以外の場合
不可抗力	天災、異常気象等の不可抗力による損害	○		通常予測しえない天災等により損害を受けたことによるもの
			○	受注者の責めに帰すべき事由によるもの又は上記以外の場合
要求性能の未達	市の提示条件、要求水準等を満たさない場合		○	設計又は施工の瑕疵等により要求性能を達成しないことによるもの